## 島根県立大学バドミントン部(SBC) 規約

(名称)

第一条 本団体は島根県立大学バドミントン部 (SBC) と称する。

(目的)

第二条本団体はバドミントンをすることを目的とする。

(会計)

第三条 会計年度は毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。 なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うもの とする。

(会費)

第四条 会費は、一人あたり年額 5000 円とし、新年度 6 月から翌年度 5 月中に 徴収することとする。

(役員)

第五条 本団体は、次の役員で構成する。役員の任期は1年とし、年度当初に開催 する定例会議において改選する。但し、再任を妨げない。

- 1) 部長1名…本団体を代表する。
- 2) 副部長1名…部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時は その任務を代行する。
- 3) 会計1名…会計事務を処理する。

(決議)

第六条 本規約に定めのない事項については全構成員の同意より決する。

(改廃)

第七条 本規約は、全構成員の同意により改廃される。

## 附則

この規約は、平成12年6月14日から施行する。

この規約の一部を改正し、令和3年6月14日から適用する。